

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和7年6月4日
独立行政法人住宅金融支援機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、実施可能と思料されるものから環境配慮契約の取組を行った。

2 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④建築物に関する契約、⑤産業廃棄物の処理に係る契約のうち、①及び②について、環境配慮契約を行った。

① 電気の供給を受ける契約

令和6年度における契約のうち、環境配慮契約を実施したのは2件であり、電力の契約量は、2,070,317kWhであった。

② 自動車の購入及び賃貸借に係る契約

従来から購入ではなくリース契約を締結しているところであるが、グリーン購入法に規定された燃費基準値を満たすことを要件化、又は環境性能に優れたハイブリッド車を指定して調達を行った。